

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集の結果
及び電波監理審議会からの答申
－26GHz帯における5Gの導入等に係る制度改正－

総務省は、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）等の一部を改正する省令案等について、本年10月11日（土）から11月10日（月）までの間、意見募集を実施したところ、8件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方を公表します。

また、意見募集の結果を踏まえた上で、当該省令案及び周波数割当計画の一部を変更する告示案について、電波監理審議会（会長：笹瀬 巖 慶應義塾大学名誉教授）に諮問し、本日、原案の内容により改正することが適当である旨の答申を受けました。

総務省は、今後、意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに関係規定の整備を行う予定です。

1 背景及び改正の概要

我が国の国民生活や社会経済活動に必要な移動通信システムについては、総トラヒックの継続的な増加や、新たな利用ニーズに対応するためのさらなる周波数の確保が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、情報通信審議会において、令和6年12月から「第5世代移動通信システムの技術的条件（26GHz帯/40GHz帯）」の検討が行われ、令和7年5月、総務省は当該技術的条件について、同審議会から一部答申を受けたところです。

本件は、当該一部答申及び令和7年5月に総務省が実施した「移動通信システムの周波数利用に関する調査」の結果を受け、26GHz帯における5Gの導入等に係る制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等について、本年10月11日（土）から11月10日（月）までの間、意見募集を実施しました。

改正の概要は別紙1のとおりです。

2 意見募集の結果

提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方は別紙2のとおりです。

3 電波監理審議会からの答申

意見募集の結果を踏まえ、電波法施行規則等の一部を改正する省令案及び周波数割当計画の一部を変更する告示案のうち電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に基づく諮問事項について、電波監理審議会に諮問したところ、本日、原案の内容により改正することが適当である旨の答申を受けました。

4 今後の予定

総務省は、電波監理審議会からの答申及び意見募集の結果を踏まえ、速やかに省令等の改正等を行う予定です。

【関係報道資料】

- 「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「第 5 世代移動通信システムの技術的条件（26GHz 帯/40GHz 帯）」－情報通信審議会からの一部答申－（令和 7 年 5 月 29 日発表）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000701.html

- 電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集－26GHz 帯における 5 G の導入等に係る制度改正－（令和 7 年 10 月 10 日発表）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000737.html

（連絡先）

【周波数割当計画の変更案以外について】

総合通信基盤局電波部移動通信課

担当：乾課長補佐、岩佐第二技術係長

電話：（直通）03-5253-5893

Eメール：enhanced-mobile_atmark_ml.soumu.go.jp

【周波数割当計画の変更案について】

総合通信基盤局電波部電波政策課

担当：長澤周波数調整官、加地第二計画係長

電話：（直通）03-5253-5875

Eメール：freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示していますので、送信の際には、「@」に変更してください。）

26GHz帯における5Gの導入等に係る省令改正の概要

概要

- 「第5世代移動通信システムの技術的条件（26GHz帯/40GHz帯）」に関する情報通信審議会からの一部答申（令和7年5月）に基づき、26GHz帯における5Gの導入等に関し、各種省令（電波法施行規則等）及び関連告示の改正を行うもの。
- なお、40GHz帯については、令和7年5月に実施した利用意向調査の結果、早期の5Gの割当て希望が示されなかったことから、技術的な動向や国内外の需要動向等も勘案しつつ、改めて制度整備の時期等を検討する。

省令	改正概要	該当条項
電波法施行規則 （昭和25年電波監理委員会規則第14号）	<ul style="list-style-type: none">● 特定無線局の対象とする無線局に、電気通信業務以外を行うことを目的とする5G NR-TDDの陸上移動局を追加。● 特定無線局の無線設備の規格に、電気通信業務以外を行うことを目的とする5G NR-TDDの陸上移動局を追加。	<ul style="list-style-type: none">● 第15条の2（特定無線設備の対象とする無線局）● 第15条の3（特定無線局の無線設備の規格）
無線設備規則 （昭和25年電波監理委員会規則第18号）	<ul style="list-style-type: none">● 5G NR-TDDの周波数帯域に26GHz帯を追加（電気通信業務以外を行うことを目的とする無線通信を含む。）し、各種技術基準に反映。● FWAの周波数帯から26GHz帯を削除（経過措置あり）。	<ul style="list-style-type: none">● 第3条（定義）● 第14条（空中線電力の許容偏差）● 第24条（副次的に発する電波等の限度）● 第49条の6の12（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備）● 第49条の19（22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備）● 別表第1号（周波数の許容偏差）● 別表第2号（占有周波数帯幅の許容値）● 別表第3号（スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値）
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 （昭和56年郵政省令第37号）	<ul style="list-style-type: none">● 工事設計書の様式への記載内容に26GHz帯を追加。● その他軽微な修正	<ul style="list-style-type: none">● 別表第1号（技術基準適合証明のための審査）● 別表第2号（工事設計の様式）

(参考) 26GHz帯における5Gの導入等に係る告示等改正・新設の概要

告示	改正概要	根拠法令
電波法第六条第八項第五号の規定に基づく総務大臣が公示する区域（新設）	<ul style="list-style-type: none"> 総務大臣が公示する期間内に免許申請が必要となる無線局の開設に係る区域を公示。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法第6条第8項第5号
周波数割当計画（令和6年総務省告示第402号）	<ul style="list-style-type: none"> 26GHz帯5GNR-TDDの対象となる周波数表を追加。 26GHz帯のFWAへの割当てについて、使用期限を規定。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法第26条第1項
陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件（昭和61年郵政省告示第395号）	<ul style="list-style-type: none"> 5GNR-TDDの周波数帯域に26GHz帯を追加（電気通信業務以外を行うことを目的とする無線通信を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法第7条第1項第2号 等
電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件（平成24年総務省告示第426号）	<ul style="list-style-type: none"> 総務大臣が公示する期間内に免許申請が必要となる無線局が使用する周波数に26GHz帯を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法第6条第8項
無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件（平成30年総務省告示第356号）	<ul style="list-style-type: none"> 無線局事項書等の記載に用いるコードのうち5GNR-TDDに係るものについて、電気通信業務以外を行うことを目的とする無線通信を対象とする改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 無線局免許手続規則別表第2号の4
シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの無線局の技術的条件を定める件（平成31年総務省告示第23号）	<ul style="list-style-type: none"> 5GNR-TDDの周波数帯域に26GHz帯を追加（電気通信業務以外を行うことを目的とする無線通信を含む。）。 その他規定の整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 無線設備規則第49条の6の12第2項第2号ロ 等
電波法関係審査基準	<ul style="list-style-type: none"> 価格競争の実施に必要な事項の審査等に係る規定を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法第7条、行政手続法第5条第1項

5G NRの技術的条件(26GHz帯)

		5G NR	
周波数帯		26GHz帯 (25.25GHz-27.5GHz)	28GHz帯 (26.5GHz-28.2GHz, 29.1GHz-29.5GHz) 28GHz帯 (27.0GHz-29.5GHz)
通信方式		TDD	TDD
多重化方式/ 多元接続方式	基地局	OFDM及びTDM	OFDM及びTDM
	移動局	OFDMA又はSC-FDMA	OFDMA又はSC-FDMA
占有周波数帯幅の 許容値	基地局	50MHz/100MHz/200MHz/400MHz	50MHz/100MHz/200MHz/400MHz
	移動局	50MHz/100MHz/200MHz/400MHz	50MHz/100MHz/200MHz/400MHz
不要発射強度の値	基地局	占有周波数帯幅毎に スプリアス、隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスクを規定	占有周波数帯幅毎に スプリアス、隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスクを規定
	移動局	占有周波数帯幅毎に スプリアス、隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスクを規定	占有周波数帯幅毎に スプリアス、隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスクを規定
最大空中線電力 及び空中線電力 の許容偏差	基地局	定格空中線電力の±5.1dB以内	定格空中線電力の±5.1dB以内
	移動局 (*1)	定格空中線電力の最大値は35dBm以下	定格空中線電力の最大値は35dBm以下
		定格空中線電力に2.8dBを加えた値以下	定格空中線電力に2.8dBを加えた値以下
周波数の許容偏差	基地局	±(0.1ppm+12Hz) 以内 (最大空中線電力が26dBm以下のものにおいては、±(0.25ppm+12Hz) 以内)	±(0.1ppm+12Hz) 以内 (最大空中線電力が26dBm以下のものにおいては、±(0.25ppm+12Hz) 以内)
	移動局	±(0.1ppm+0.005ppm) 以内	±(0.1ppm+0.005ppm) 以内

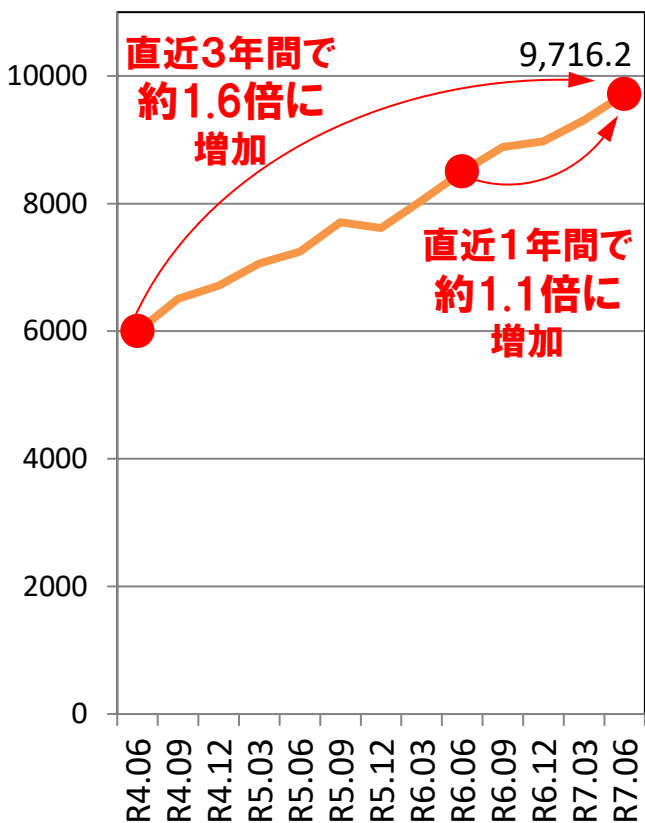
(*1)ミリ波領域の周波数追加により、キャリアアグリゲーションに関する下記規定を追加。

- 同一の周波数帯内（26GHz帯内又は28GHz帯内）におけるキャリアアグリゲーションで送信する場合は、各搬送波の空中線電力の合計値について、35dBm以下であること。
- 異なる周波数帯（26GHzと28GHz帯内との組合せの場合は26.5GHz-27.5GHzの範囲を除く。）におけるキャリアアグリゲーションで送信する場合は、各周波数帯で規定することとし、35dBm以下であること。

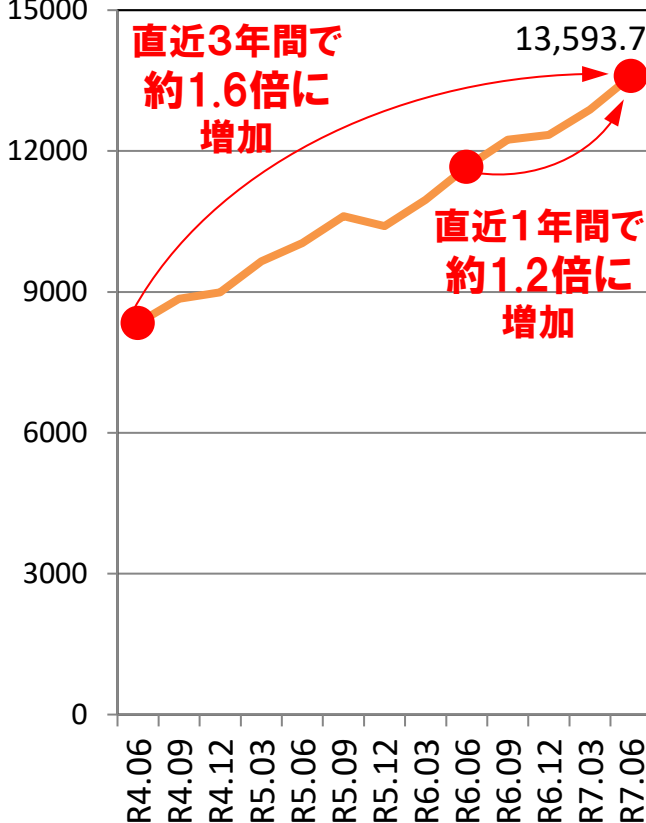
(参考) 移動通信トラフィックの現状 (令和7年6月)

- 移動通信事業者6者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社（沖縄セルラー電話株式会社を含む）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning株式会社）の報告に基づき、移動通信のトラフィック量（非音声）を集計・分析
- 令和7年6月の移動通信トラフィック集計値は、
 - ・ 月間平均トラフィック 9,716.2 Gbps（1年間で約1.1倍（+14.3%）、3年間で約1.6倍（+62.0%））
 - ・ 最繁時トラフィック 13,593.7 Gbps（1年間で約1.2倍（+16.6%）、3年間で約1.6倍（+63.1%））
 - ・ 1契約あたり平均トラフィック 42,209.5 bps（1年間で約1.1倍（+9.5%）、3年間で約1.4倍（+43.2%））

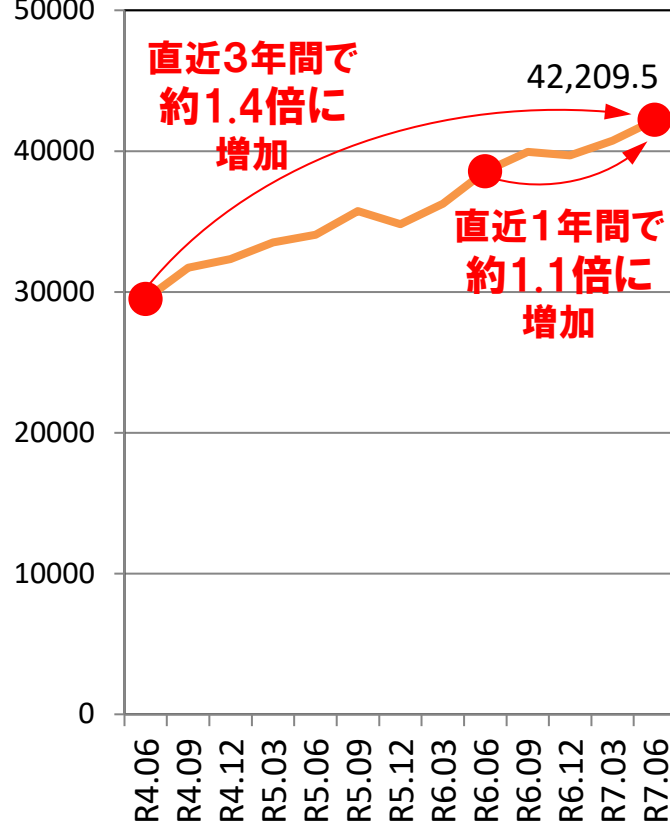
[Gbps] 月間平均トラフィック



[Gbps] 最繁時トラフィック

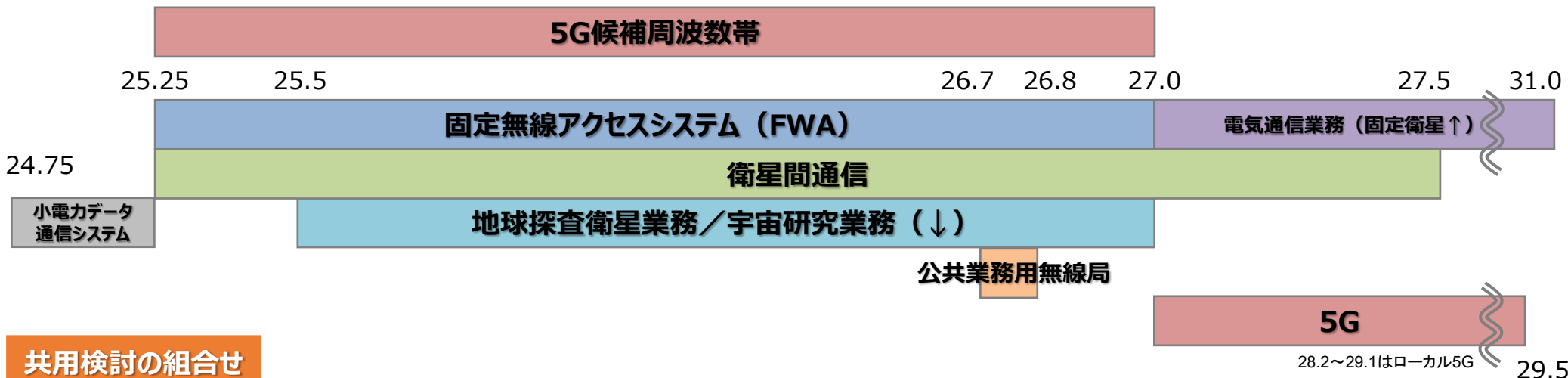


[bps] 1契約あたり平均トラフィック



(参考) 26GHz帯の利用状況及び共用検討の対象システム

26GHz帯の利用/計画状況



共用検討の組合せ

5G候補周波数帯	対象システム	同一/隣接	与干渉→被干渉
25.25-27.0GHz (26GHz帯)	固定無線アクセスシステム (FWA)	同一周波数	5G→固定無線アクセスシステム 固定無線アクセスシステム→5G
	地球探査衛星/宇宙研究業務 (↓)	同一周波数	5G→地球局
	衛星間通信	同一周波数 隣接周波数	5G→人工衛星局 (衛星間通信アップリンク受信) 地球局 (衛星アップリンク送信) →5G
	電気通信業務 (固定衛星↑)	隣接周波数	5G→人工衛星局 (固定衛星アップリンク受信) 地球局 (衛星アップリンク送信) →5G
	小電力データ通信システム	隣接周波数	5G→小電力データ通信システム 小電力データ通信システム→5G
	公共業務用無線局	同一周波数	5G→公共業務用無線局 公共業務用無線局→5G
	5G	隣接周波数	5G→5G

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集－26GHz帯における5Gの導入等に係る制度改正－
 に対して提出された意見及び当該意見に対する考え方
 [意見募集期間：令和7年10月11日～同年11月10日意見募集]

提出件数 8 件（法人等 3 件、個人 5 件）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
全般に関するご意見				
1	株式会社NTTドコモ	一部答申された技術的条件の内容が適切に反映されたものであるため、賛同致します。	本案についての賛同意見として承ります。	無
2	KDDI株式会社	本改正案は情報通信審議会において「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「第5世代移動通信システム（26GHz 帯/40GHz 帯）」について一部答申された内容に沿ったものであることから賛同いたします。	本案についての賛同意見として承ります。	無
3	ソフトバンク株式会社	本改正案は、情報通信審議会から一部答申された「第5世代移動通信システムの技術的条件（26GHz 帯/40GHz 帯）（令和7年5月）」の内容に沿うものであり、既存の26GHz帯FWAについても移行期間中に柔軟な運用を可能とする措置が盛り込まれていることから賛同します。 引き続き、移行および費用負担スキームを策定する際には、既存免許人の実情や意見を十分に考慮し、柔軟な対応が可能となるスキームを構築いただくことを希望します。	本案についての賛同意見として承ります。	無
省令等の改正案記載内容についての御意見 (電波法施行規則等の一部を改正する省令)				
4	KDDI株式会社	今般新たに制度整備される帯域のうち、26.5～27.0GHzは、3GPPバンドn257に含まれる帯域となっております。 本改正案における経過措置は既存端末の利用に資する内容であるため、賛同いたします。	本案についての賛同意見として承ります。	無
5	ソフトバンク株式会社	本改正案は、新たに導入される周波数帯の一部（26.5GHz～27.0GHz）を利用する陸上移動局を対象に、一定の条件下で技術基準適合証明等の手続を緩和するもの（みなし措置）であり、賛同します。今後、既存の認証済み無線設備が利用する帯域を拡張する際にも、同様の経過措置の適用をご検討いただきたく存じます。 一方で、本措置の対象については、附則第二条第五項において「第二項の規定によりなお効力を有するとされた技術基準適合証明等」と規定されていますが、本省令施行時点で技術基準適合証明等の審査が進行中の無線設備は対象に含まれておりません。この場合、当該無線設備は省令施行後に認証を取得しても、改正後の規定に基づき再度認証を受けない限り、実質的には技術的要件を満たしているにもかかわらず、形式上は電波法違反となるおそれがあります。したがって、省令施行時点で審査中の無線設備についても、みなし措置の対象に含めていただくことを要望します。 また、技術基準適合証明等に係る審査には一定の期間を要し、省令施行期日が事前に必ずしも明確でない場合があることを踏まえ、今後同様の規則改正を行う際には、制度移行期における法的安定性および予見可能性を確保する観点から、同様の経過措置を設けていただくことを希望します。	ご意見のとおり、本改正省令施行時点で旧設備規則により技術基準適合証明等の審査を行っている無線局の無線設備であって、二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局の無線設備についても、当該審査により技術基準適合証明等を取得したものについては、工事設計に変更がない限りにおいて、新設備規則に係る二六・五GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局の無線設備の条件に適合するものとして技術基準適合証明等を受けたものとみなすよう修正いたします。	有
6	個人 1	無線設備規則の改正のうち第49条の6の12第2項第3号ハにおける号の細分の新設に際して、	ご意見のとおり修正いたします。	有

		(1)と(2)に対応して連続して2つの[新設]が掲げられているが、号・号の細分において[新設]が連続する場合は、最初の新設部分のみ[新設]を掲げるもので、2つめの[新設]は不要ではないか。		
7	個人2	<p>1. 別添1の2条(設備規則の改正)で、24条8項10号の表の改正案中、無線局の種別の「基地局(二六・五GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)」に対応する周波数幅について。 「キ」欄で「四〇・五GHz」となっているのは、「四一・五GHz」であるべきではないか。(すなわち、表中に「四〇・五GHz」が2か所現れるが、そのうちの二つ目は「四一・五GHz」ではないか。)</p> <p>2. 別添1の3条(証明規則の改正)で、別表第二号 第一 注3(4)の改正案中、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯について。 「(次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。)」となっているのは、「(次のアからセまでに掲げる周波数帯をいう。)」と広げるべきではないのか。(今回、「セ」が新設されることによる。)</p>	ご意見のとおり修正いたします。	有
8	個人3	<p>以下の点につきまして、ご教示賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>(1) 設備規則 第24条 第8項 第十号 本改正により、ローカル5Gの規定(周波数範囲)が削除されるように思います。ローカル5Gの規定は、どの条項が該当するのかご教示願います。</p> <p>(2) 設備規則 第24条 第8項 第十号 キ 「41.5GHz以上」の誤りではないでしょうか。</p> <p>(3) 設備規則 別表第二号 第12の6(3) 陸上移動中継局等において、占有周波数帯幅の規定に300MHz帯域幅を追加する必要はないでしょうか。 ※隣接チャネル漏えい電力の規定には、300MHz帯域幅が追加されています。</p>	<p>(1) ローカル5Gに係る規定を削除する意図の改正ではないため、当該箇所を修正いたします。</p> <p>(2) ご意見のとおり修正いたします。</p> <p>(3) ご意見のとおり、陸上移動中継局についても通過帯域幅300MHz等に対応するよう、規定を修正いたします。</p>	有
(令和6年総務省告示第278号の一部を改正する件)				
9	ソフトバンク株式会社	<p>本告示は、携帯無線通信等とローカル5Gによる無線通信のキャリアアグリゲーションを制限するものであり、当該制限の対象に、電気通信業務以外を行うことを目的とするものを含む「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信」を追加するのは適切ではないと考えます。</p>	<p>令和6年総務省告示第278号(無線設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へ等の規定に基づくキャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件)については、情報通信審議会における検討を踏まえ、価額競争への参入促進や柔軟な周波数利用を可能とするため、改正を行わないことといたします。</p>	有
(電波法関係審査基準の一部を改正する訓令)				
10	個人2	<p>3. 別添9に関し、「電波法関係審査基準」の無料インターネット公開を求める。改正の対象の部分だけを、ごく局部的に示されても、判断が困難なため。</p>	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	無
その他のご意見				

11	個人4	5G 反対	<p>本案についての反対意見として承りますが、本案に対する具体的なご意見が明らかではないため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、26GHz帯への5Gの導入は、移动通信システムにおける総トラヒックの継続的な増加や様々な利用ニーズに対応するための新たな周波数帯として、その導入が期待されているところです。</p>	無
12	個人5	<p>省令案を支持しますが、26GHz帯5G導入の改正を機に、大手通信会社の携帯電話料金を公共料金化し、MVNO躍進と地方光回線普及を推進し、デジタルデバイドを解消すべきです。</p> <p>5G普及率85%超(総務省2025年データ)で26GHz帯のミリ波活用は重要ですが、大手寡占(シェア90%)による料金高止まりが弱者(高齢者・低所得層)のアクセスを阻害(地方普及率75% vs 都市90%)。地方の電波格差が拡大し、経済弱者の孤立を助長しています。</p> <p>公共料金化で基本プランを月3,000円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、店舗対応コスト減と家計負担10-20%軽減が可能。</p> <p>たとえば、段階制を禁止しデータ容量無制限の低価格プランや低容量プランを義務化すれば、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用がしやすくなり、地方のデジタルデバイドを解消します。</p> <p>MNP審査を簡易化(オンライン即時審査、信用情報不要)し、手数料・解約金・複雑割引、実質的レンタル販売を禁止すれば、乗り換え率20%向上。</p> <p>MVNO躍進で多様な使い方(低容量プランやIoT特化、時間帯別速度制限)を対応させ、大手はシンプルプランに絞ることで市場競争を活性化。</p> <p>中古市場も活性化します。端末販売を家電量販店に分離(自由価格設定)で余剰在庫廃棄を削減(CO2排出5%低減)。海外メーカーの新機種サイクルに対抗し、日本メーカーの長寿命端末(バッテリー交換可能、OS更新10年対応)を奨励で、環境負荷を抑えつつ弱者の端末購入負担15%軽減できます。</p> <p>地方光回線普及を義務化し、公共料金化で固定電話終了後のIP放送を推進すれば、地方の電波弱い地域でも安定した放送サービスが提供され、高齢者の情報格差を埋めます。これにより、通信全体のCO2排出(インフラ効率化で5-10%低減)にも寄与し、持続可能な社会を構築。</p> <p>これらの施策で、制度の効果を最大化し、すべての国民が安心してデジタル社会に参加できる環境を構築。</p> <p>省令案に反映を求めます。</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、後段については本意見募集の対象外ですが、今後の参考として承ります。</p>	無